

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和８年(2026年)８月１４日

下関市役所豊浦総合支所長 永峰 猛

記

１ 業務名

豊浦総合支所市民生活課庁用自動車（電気自動車）賃貸借業務

２ 業務内容

別紙１仕様書のとおり

３ 契約期間

契約締結日から令和１４年１月３１日まで

※ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約。

※ 長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除する。ただし、この契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

４ 履行期間（賃貸借期間）

令和９年２月１日から令和１４年１月３１日まで（６０か月）

５ 入札条件

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。
- (２) この公告の日から落札者の決定までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「賃貸借（リース）」の「車両」に登録があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続において、滞りなく手続が完了し、入札参加資格を認められていること。

6 質問方法

本契約に関する質問は、ファクシミリによること。

（FAX 番号：083-772-0711）

質問の期限は、令和8年8月19日（水曜日）17時までとする。

質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに書面で回答する。

7 申請方法

下に掲げる書類を、下関市役所豊浦総合支所市民生活課（〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1）に郵送又は持参し提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す期間内に必着のこと。

申請書等は、下関市役所豊浦総合支所市民生活課の窓口で入手するか、下関市 ホームページ <http://www.city.shimonoseki.lg.jp/> の入札・契約・登録からダウンロードして使用すること。

（1）入札参加資格確認申請書（様式1）

（2）同種業務の実績調書（様式2）

8 申請書提出期間

令和8年8月21日（金曜日）17時までとする。

9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年8月26日（水曜日）までに通知することとし、承認の通知を受けた者は、入札参加資格を有するものとする。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（当該日が閉庁日である場合は、その直後の開庁日）までに、書面を下関市役所豊浦総合支所市民生活課に持参することにより、その理由について説明

を求めることができ、それに対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年8月31日(月曜日) 10時00分

(2) 入札場所 下関市役所豊浦総合支所2階 中会議室

(〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1)

11 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 下関市役所豊浦総合支所市民生活課及び下関市ホームページ

(2) 日時 令和8年8月31日(月曜日) 17時まで

13 無効とする入札

(1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札保証金の納付が必要な場合において、当該入札保証金の納付がない者又は当該入札保証金が不足する者がした入札は無効とする。

(3) 入札者が明瞭でない入札書又は入札金額の判読できない入札書によりなされた入札は無効とする。

(4) 入札者の記名押印のない入札書又は住所の記載がない入札書によりなされた入札は無効とする。

(5) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がした入札は無効とする。

14 その他

(1) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

(2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

(3) 入札参加資格確認申請にかかる費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類は返還しない。

(4) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、または指名停

止を受けた場合は、契約の締結はできない。

(5) この入札において得た入札参加資格は、この公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

(6) 入札会場への入場は、1入札者（個人、法人を問わない）につき、1名とする。

(7) 入札において使用する入札書は、別添様式（様式3）を使用すること。

また入札額は、契約期間5年間の賃借料の総額で消費税及び地方消費税相当額を除いたものを記載すること。

(8) 入札参加希望者（法人の場合は代表者）でない者が入札を行う場合は、入札参加希望者が権限を委任する旨を記載した委任状（様式4）を入札に先立って提出すること。

(9) 開札をした場合で、下関市契約規則第9条第1号の規定により定めた予定価格以下の価格の入札がないときは、初回の入札の継続として、予定価格に達するまで、2回（初回を含め3回）を限度に再度入札を行う。

なお、再度入札において、無効となった入札書を提出した者は、当該契約における再度入札への参加資格を失う。

(10) 提出する書類の記入にあたっては、消せるボールペン等の、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具は使用しないこと。

15 問い合わせ先

〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1

下関市役所豊浦総合支所市民生活課

電話：083-772-4011

FAX：083-772-0711